

「かながわ子どもみらいプラン」基本理念の見直しについて

■ これまでの経緯

(1) 現行プランの点検・評価について

- 毎年実施しているプランの点検評価では、教育・保育の需給計画、その他の目標設定項目の進捗状況とも概ね順調に推移している。
- しかし、計画策定後の子ども・子育てを取り巻く状況の変化を見ると、最も総合的な指標である、県民の「安心して子どもを産み育てられる環境が整っていること」への満足度は、依然として低水準（16%）にとどまっている。
- 県民の満足度が上がらない要因を分析するため、平成30年度県民ニーズ調査（課題調査）において、「安心して子どもを産み育てられる環境」の実現のために重要だと思うこと及びその満足度を調査したところ、次のとおりであった。
 - ・ 虐待、貧困、ひとり親等の「特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援の充実」に対する満足度が低い（4.3%）。
 - ・ とりわけ子どもがいる世帯では、「教育費などの子育てにかかる経済的負担」（55.5%）や「男女とも育児休業等が取りやすい職場環境」（52.1%）、「社会全体で子育てを応援する必要性への理解」（43.3%）で不満が大きく、社会全体で子育てを支える取組みが求められていることがわかった。

(2) 現行プランの基本理念に関する子ども・子育て会議委員の意見

- 子ども自身が幸福を感じられるというところが少し弱い。
- 「すべての県民」が主語になるものがあってもよい。

課題調査の結果とこれらの意見の趣旨は合致することから、こうした観点から基本理念の見直しを行うこととした。

(3) 基本理念の改定案について

＜平成31年3月28日第2回子ども・子育て会議＞

○ 「子ども」の理念に「幸福」を追加

現行プランにおいても「すべての子どもの幸せや健やかな育ちを第一に考えることを基本」としており、虐待の未然防止や子どもの貧困対策等、支援が必要な子どもを守る体制を整備することなどを通じて、子どもが「幸福」になる社会をめざすよう、理念を追加する。

○ 3つ目の基本理念（社会全体）を追加

子ども・子育て支援法や次世代育成支援対策推進法では、社会全体が取組みの主体として規定されており、現行プランの「目指す将来像」でも「社会全体で子どもや子育て家庭を応援する社会」の実現を目指すこととされていることから、社会全体の取組みに関する基本理念を追加する。

(4) 第2回子ども・子育て会議における委員の意見

- 基本理念の1つ目の理念「子ども」と2つ目の理念「保護者」を支える主体は「社会」であり、社会が子どもと家庭を応援することを3つ目の理念とするのは重複するのではないか。
- 3つ目の理念の「みんな」という言葉は誰を指すのかわからないので、明確にすべきではないか。
- 理念と目標（理念を目指す到達点あるいは経過点）をはっきり分けて書かないと混乱が起こるのではないか。

■ プランの基本理念等の改定(案)

基本理念

新

すべての子どもに笑いがあふれ、
幸福で健やかに成長できる社会の実現を目指します。

目指す姿

1 すべての子どもが、自らそれぞれの個性や能力を伸ばし、健やかに成長できる社会

2 すべての保護者が、子育てに喜びや生きがいを感じ、安心して子どもを生き育てることができる社会

3 地域社会のすべての構成員が、子どもの育ちや子育ての重要性に対する関心と理解を深め、子どもと子育て家庭を応援する社会

基本的視点

目指す姿の実現のため、
「子どもが生きる力」「保護者が育てる力」「社会全体が支える力」の3つの力を
充実・強化します。

1 「子どもが生きる力」
を伸ばすために

2 「保護者が育てる力」
を発揮するために

3 「社会全体が支える力」
を大きくするために

重点施策

重点施策

重点施策

1. 理念と目標（目指す到達点）を分けて示すため、前回示したの3つの基本理念を統合する一つの基本理念を設定します。

- 新たな基本理念は、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、県子ども・子育て支援推進条例の目的から設定
- 「笑いがあふれ」は、県のグランドデザイン第3期実施計画における目指す姿「コミュニティの再生による笑いあふれる100歳時代」も踏まえ、良好な地域社会が実現し、子どもが幸福感を表現している様を表現

参考

- 子ども・子育て支援法
一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。
- 次世代育成支援対策推進法
次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。
- 県子ども・子育て支援推進条例
子どもが健やかに生まれ、かつ、育つことができ、及び県民が安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備を図り、もって県民生活の向上及び地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

2. 前回提案した3つの基本理念については、新たな基本理念を実現するための「目指す姿」として、それぞれ設定します。

3. 3つ目の「目指す姿」については、前回提案時から主体を「地域社会のすべての構成員」とするなど記載を整理したうえで、改めて設定します。

- 基本理念の実現のためには、子育て支援の実施機関や当事者でない者も含めたすべての構成員（個人や企業、団体等）が、子どもの育ちや子育ての重要性への関心と理解を深め、それぞれの立場で子ども・子育て家庭を支援していくことが必要となることから設定

4. 現行の「基本目標」と「基本的視点」については、「目指す姿」の実現に向けた施策の方向性・体系を整理するための「基本的視点」として統合します。

5. 「保護者が育てる力」は、現行の「強化する」を「発揮する」とします。

- 目指す姿の実現のためには、「保護者が育てる力」を一方向的に「強化」するよりむしろ、保護者の多様なニーズを踏まえ、子育て環境が豊かで余裕のあるものになるよう支援することで、保護者が「育てる力」を蓄え、「発揮」してもらうことが大切となることから、記載を改める。